

「税を考える週間」

「税を考える週間」 11月11日(火)～11月17日(月) テーマ:「税の役割と税務署の仕事」

平成26年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取組や、国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します。

税の役割

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄う財源が「税金」です。

国税の多くは、納税者自らが税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する「申告納税制度」を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的に履行することが必要です。

国税庁では、この納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、様々な納税者サービスの充実を図っています。

e-Taxを始めよう！

自宅や事務所などからインターネットを利用して

- 1 所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、法人税および復興特別法人税、贈与税、酒税および印紙税の申告
- 2 全税目の納税
- 3 申請・届出等の各種手続をすることができます。

国税庁へのご意見等をお寄せください

国税庁ホームページでは、広く国民の皆さまから、税務行政に対するご意見・ご要望等をお聴きするための窓口を開設しています。

- 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp
- e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp
- e-Taxの操作に関するお問い合わせは e-Tax・作成コーナーヘルプデスク



～11月は、児童虐待防止推進月間です～ 『ためらわず知らせてつなぐ命の輪』

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定められており、本村でも要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、平成17年度に東秩父村要保護児童対策地域協議会を設置しこの問題に対応しています。児童虐待に関する相談や通告は、住民福祉課（☎82-1221）または、児童相談所「全国共通ダイヤル」（児童相談所につながります）へお寄せ下さい。

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。



連絡は匿名で行うことが可能です。また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

寄せ植え教室を開催します！！

ガーデニングベテランの方も初めての方も参加しませんか？

必要な材料は一式用意していただき、植え方や育て方の指導をしていただきます。

日時 11月30日(日) 午前10時～正午

※雨天でも行います。

場所 やまなみ駐車場

講師 栗島 正道 氏

募集人数 村内在住または在勤の方 15名

参加費 1,000円(ひと鉢分の材料費になります)

持ち物 ビニール手袋

申込み 11月21日(金)までに教育委員会にお申し込みください。

申込・問合せ 教育委員会 ☎82-1230